

3月定例教育委員会会議録

- 1 日程 平成29年3月28日(火)
- 2 場所 藤井寺市役所 3階 会議室 305
- 3 案件
 - 会議録署名委員の指定について
 - 前回教育委員会会議録の承認について
 - 教育長の報告について
 - (1) 協議事項
 - 協議第3号 平成29年度中学生チャレンジテストの対象校数について
・・・資料1(学校教育課)
 - (2) 議決事項
 - 議案第4号 平成29年度重点教育課題について・・・資料2(学校教育課)
 - 議案第5号 平成29年度教職員研修に関する方針について
・・・資料3(学校教育課)
 - 議案第6号 藤井寺市社会教育指導員規則の廃止について
・・・資料4(生涯学習課)
 - 議案第7号 藤井寺市放課後児童会条例施行規則の一部改正について
・・・資料5(生涯学習課)
 - 議案第8号 藤井寺市立小・中学校体育施設開放事業運営委員会規則の一部改正について
・・・資料6(スポーツ振興課)
 - (3) 報告事項
 - 報告第13号 教育委員会の後援名義等使用について
・・・資料7(教育総務課)
 - 報告第14号 平成28年度一般会計補正予算について
・・・資料8(教育総務課)
 - 報告第15号 平成29年度支援教育方針について・・・資料9(学校教育課)
 - 報告第16号 平成29年度一般会計教育費予算及び教育委員会の主たる予算内容について
・・・資料10(教育総務課)
 - 報告第17号 平成29年3月 定例市議会一般質問について
・・・資料11(教育部長、教育部理事)
- 4 出席者

委員長	藤本 英生
委員長職務代理者	杉本 優子
委員	条野 聡史
委員	福村 尚子
教育長	多田 実
- 5 事務局出席者 教育部長兼次長、教育部理事兼次長、教育部副理事兼図書館長、教育総務課長、学校教育課長、文化財保護課長、生涯学習課長、スポーツ振興課長
- 6 書記 教育総務課主査

午後1時30分 委員会開会を宣して日程に入る。

○教育総務課長

それでは定例教育委員会会議に先立ちまして、傍聴者の報告をさせていただきます。藤井寺市教育委員会傍聴人規則に基づき、傍聴希望者を募集したところ、本日は傍聴希望者がおられませんでした。

それでは、委員長よろしく申し上げます。

○委員長

みなさんこんにちは。ただいまより定例教育委員会会議を開催いたします。

今年の冬は寒くて、インフルエンザが大流行したようです。大変な年でした。今回は年度の終わりということで、来年度に向けての方針などが議題に挙げられています。説明にも時間がかかるとお思いますので、早速、案件に入りたいと思います。本日の会議録の署名は福村委員にお願いします。また、2月の教育委員会会議録が出来上がっておりますが、みなさんご承認いただけますでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○委員長

それでは、教育長から報告をお願いします。

○教育長

私の方から3点について、報告させていただきます。

1点目、今年度の卒業式、卒園式の状況でございます。委員の先生方におかれましては、式へのご臨席ありがとうございました。卒業生は小学校で約570人、中学校で約590人、幼稚園で約175人で行いました。昨年度に比べると小学校で40人程度の減少、中学校、幼稚園は僅かな減少という状況です。

各校園ともに厳粛な中で行われ、子ども達の成長がはっきりうかがえる式であったと報告を受けています。国歌斉唱では、藤中、第三中はブラスバンドの伴奏で、他の学校はピアノ伴奏で行われました。子どもたちの歌う声も大小はありますが、以前よりもしっかり歌っている姿が見られました。学習指導要領の趣旨に則り、適切に指導がなされたものと思っております。

卒業生の袴の着用については、今年度は小学校1校で見られました。小学校の卒業式で卒業生が袴を着用するのは全国的にも増えてきているとの報道もありましたが、袴の着用については、学校としての考え方を保護者に伝えご理解をいただくようにし、あとは保護者の判断にゆだねるということでやむを得ないと考えています。今後とも、華やかな服装にならないよう指導してまいります。その他特にトラブル等の報告はありませんでした。

2点目、平成28年度末・平成29年度当初幼稚園、小中学校教職員人事の内示についてでございます。3月22日水曜日に一般教職員、3月23日木曜日に管理職の内示を行いました。人事案につきましては、ぎりぎりになり大変申し訳なかったのですが、委員長の決裁をいただきました。どちらの内示についても、特にトラブル等はありません。異動一覧表は4月4日の転入者管理職員の紹介時に配付させていただきます。

3点目、第2回藤井寺市生涯学習審議会についての報告でございます。本年3月21日、午前10時から市役所604号室で開催しました。公開の会議でしたが、傍聴希望者はおられませんでした。12名の委員、全員出席でございます。

会議案件につきましては、大きく2点でございます。1点目は、第1回目に教育委員会より諮問した事項の審議の進め方に関するところでございます。2点目は生涯学習センターと図書館における平成28年度事業に関わっての報告でございます。

1点目の、諮問事項についての審議の進め方ですが、生涯学習課からお願いした諮問事項「自主学習グループへの支援の在り方について」、図書館からお願いした諮問事項「利用者層を広げるための方策について」、これら諮問事項の審議の進め方について会長より提案があり、効果的に審議を進めるため、12名の委員が諮問事項別に分かれて審議を進めてはどうかというものでございます。委員の中に特に異論はなく提案通り決定されました。分担については生涯学習センター担当に、本審議会副会長であります青少年指導員会会長の清水委員、区長会会長の上田委員、藤井寺南小学校校長の高島委員など6名、図書館担当に、本審議会会長の川上委員、朗読の会「ひびき」代表の田中委員、第三中学校校長の丸山委員など6名でございます。今後、分かれて行うそれぞれの審議の案をもとに全体審議し、平成30年の2月頃に答申をいただく予定でございます。

2点目の平成28年度事業報告に関わっての報告ですが、生涯学習課長、図書館長よりそれぞれの事業について報告しました。それぞれの報告に関する委員からの意見等ですが、生涯学習センターに関するものとしては、生涯学習センターの施設、備品の老朽化の状況を踏まえ、今後の公共施設の在り方とも関連する中で、生涯学習センターの位置づけ、在り方について言及するご意見がございました。また、高齢者をより一層生かすような施策が必要ではないかといったご意見がありました。図書館に関するものとしては、「ヤングアダルト」という表現について適切なのかというご意見が前回に引き続きございました。これについては平成29年度に見直す方向で検討する旨をお答えしました。

以上、3点報告とさせていただきます。

○委員長

ありがとうございました。

それでは最初の協議事項の協議第3号「平成29年度中学生チャレンジテストの対象校数について」学校教育課長よろしく申し上げます。

○学校教育課長

資料1をご覧ください。大阪府教育庁から本市教育委員会に対し、中学生チャレンジテストの対象校数を報告するよう依頼がございました。チャレンジテストにつきましては、大阪府下において、原則参加となっておりますので、次年度、本市に

おける3つの中学校すべて参加の意向を示すものであります。以上、ご協議たまわりますようお願いいたします。

別紙資料1「平成29年度中学生チャレンジテストの対象校数について」説明をする。

○委員長

何かご質問やご質問はありますでしょうか。

○委員

チャレンジテストの実施日はいつですか。

○学校教育課長

まずは参加を問うものですので、具体的な日時はまだわかりません。

○教育長

ちなみに、平成28年度の場合は、中学3年生が6月、1・2年生が1月でした。これについては、市議会でもチャレンジテストについて、いろいろな考え方を示されましたが、やはり、高校入試の調査書の評価がこれによって影響するということもありますから、参加しないことについては、大きな混乱をきたすこととなりますので、大阪府の原則に従って対応するというところで、いいのではないかと考えています。

○委員長

大阪府下全体で取り組むことですので、チャレンジテストには3中学校とも参加するというところでよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○委員長

承認ということです。それでは次に、議案第4号「平成29年度重点教育課題について」学校教育課長お願いします。

○学校教育課長

資料2の「平成29年度重点教育課題」をご覧ください。本重点教育課題につきましては、大きく基本目標、重点課題、10の教育課題という構成で作成しております。平成28年度に大きく形を改めた内容になっておりますが、次年度も引き続きこの構成で取り組んでまいります。10の教育課題について、2ページ以降、順次お示ししております中から、いくつかをご説明させていただきます。『課題1. 保護者・地域・市民に信頼される開かれた学校園づくり』で、6つの項目を挙げています。中でも⑤校園長は、教職員の意欲や専門性が発揮できる校内組織体制を整え、教職員の資質向上や機能的な学校園運営に取り組むこととありますように、より、

学校長、園長のリーダーシップが求められています。こういったところを中心に開かれた学校園づくりを進めてまいります。【教職員の資質向上及びサービスの徹底】の中でも、⑨及び⑫について説明させていただきます。近年特に不祥事であるとか体罰事象については、重大な人権侵害事象であり、あるいは刑事事件にも発展しかねないことでもありますので、特に⑨の体罰についてのところ、及び⑫の不祥事を未然に防止することといったところを重点的に指導してまいります。

続きまして、『課題2. 確かな学力の定着』はすべて大切なところになります。中でも、④指導方法の工夫改善についてというところになります。各学校で少人数指導であるとか、習熟度別指導等を取り入れながら、指導方法を工夫改善して行ってきております。数年来、大阪府から少人数指導加配や効果的な指導加配をいただいて、指導改善を行ってきました。このたび、新しい取り組みとしまして、アクティブスクール推進事業（AS）、新しい学習指導要領の方針にのっとり、子どもたちが共に学んでいく中で、めざしていく姿を推進するための事業です。こういう加配も使いながら、児童生徒の実態や学習内容、あるいは習熟の程度等、個に応じた指導を推進していくことによって、指導方法の工夫改善に取り組んでいこうとする取り組みです。

『課題3. 国際理解と英語教育の推進』これも大きな教育施策推進の一つです。特に②③にあたるところで、ALTの活用です。特に、「ALT活用（重点配置）による英語教育推進モデル事業」を行う2つの学校、藤井寺小学校や藤井寺南小学校になりますが、ALTの常駐配置によって、英語に触れ、使い方、あるいは日常的に親しんでいくことで、異文化の理解を深め、グローバル社会で活躍する子どもを育成する素地を養おうとしています。中学校の英語教育についても同じことで、ALTを効果的に活用しながら、聞くこと、話すこと、読むこと、書くこと、この4つの領域をバランスよく指導していこうとしています。なお、市内には5名のALTが配置されており、7つの小学校及び3つの中学校で常に共に学んでいく仕組みを整えています。

『課題4. ICTの効果的活用』として、①授業でICTを積極的・効果的に活用し、教職員のICT活用指導力を向上させることとし、タブレット活用によるICT教育の推進モデル事業を行っています。藤井寺西小学校と道明寺東小学校では、特に課題解決に向けて主体的で探求的な学習活動を推進しようとしています。

『課題5. 道徳教育・人権教育の推進』として、道徳教育からは、①特に、特別な教科道徳。いわゆる道徳の教科化に向けた取り組み、対応を全校的に図っております。人権教育についても①人権教育及び人権啓発の推進に関する法律あるいは、部落差別の解消の推進に関する法律、これが定められたことにより、大阪府及び藤井寺市の人権教育基本方針や人権教育推進プランを踏まえて、各学校園において、これまでの同和教育の成果を生かして、人権教育の一環として、同和教育をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて計画的に取り組んでまいります。③男女平等教育の推進にあたっては、すべての教育活動において、男女の人権を尊重し、固定的な性別役割分担意識にとらわれないよう配慮してまいります。最近ではLGBTなどといって、性的マイノリティとされる児童生徒については個々の状況に応じて、教職員と協力して児童生徒が相談しやすい教育環境、環境整備と児童生徒の心情に配慮した対応ができるよう取り組んでまいります。

『課題6. インクルーシブ教育の推進』についてですが、この項目では②③⑥⑧

についてご説明させていただきます。②障がいのある子どもに対するいじめや人権侵害の事象の根絶をめざして、すべての教職員が、障がいのある子ども一人ひとりに対する支援について『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために、正しい理解を深めるとともに、全教職員で共通認識し、支援教育に取り組みます。特に『ともに学び、ともに育つ』という観点は、オール大阪の観点にもなっています。こういったところをもとに、各学校園で取り組んでまいります。③発達障がいを含む障がいのある全ての子どもについて、藤井寺市では各学校において、複数の支援教育コーディネーターを配置しています。そうすることによって、学校園で、例えば就園就学に関すること、学級設置に関することなどが適切に行われるように進めております。④これまで通級指導教室を市内に4教室設置しております。小学校3学校、中学校1校で設置されていますが、これまでそれらの通級指導担当をまとめて、リーディングスタッフと呼んでおりましたが、藤井寺市リーディングチーム、いわゆるチームとして動くということで、大阪府下全域でスタッフと呼んでいたものをリーディングチームと呼び改めるようにし、府立支援学校や私立支援学校とも共同しながら、子どもたちの指導に当たるように進めてまいります。⑤病弱時や医療的ケアの必要な園児児童生徒についての取り組みです。本市でも病弱児等の対応学級がございますが、特に医療的ケアについての一般的な知識や医療的ケアを必要とする園児児童生徒への理解、緊急時の対応、これが喫緊の課題として取り上げられております。

『課題7. 自己有用感の醸成と自己実現』について、この中には、生徒指導、進路指導、いじめ防止、不登校、暴力行為、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活用と、いずれも、とても重要なものとなりますが、中でもいじめ防止、不登校、この2つの観点につきましては、重点課題にもあげたいじめ防止対策の徹底、粘り強い不登校対応ということでも取り上げている項目となります。いじめ防止につきましては「学校いじめ防止基本方針」等に基づき、各学校が計画的に進めております。このためにもいろいろなアンケート、あるいは社会性測定用尺度といったような、府の調査様式なども利用しながら、実態を把握し、単に把握するだけでは終わらずに、まず子どもたちに寄り添い、アンテナを広く、敏感なものとして取り上げながら、いじめの未然防止、早期解決に努めてまいります。不登校につきましては、特に不登校の解消が喫緊の課題となります。子どもとの信頼関係を一層深めて、心の通い合う取組みを行うとともに、未然防止、早期発見、早期対応の観点から、日ごろから児童生徒の実態把握に努めようとしています。

『課題9. 郷土愛の醸成』世界遺産登録に向けて進んでいる百舌鳥・古市古墳群など地域を代表する文化遺産の学習について、「世界遺産学習ノート」や出土文化財等を活用し、小学校6年生の総合的な学習の時間に社会科歴史学習と関連させて行っています。中学校においても、世界遺産学習リーフレットを活用し、世界遺産学習の取り組みを行っています。

以上、抜粋しての説明となりましたが、「文化伝統を尊重し、学ぶ喜び、高まる喜びを感じながらたくましく生きる人間の育成」を基本目標に、3つの重点課題と10の教育課題をもとに、次年度も教育施策に取り組んでまいります。

別紙資料2「平成29年度 重点教育課題」に基づいて説明する。

○委員長

ありがとうございました。今の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

○委員

基本目標、3つの重点課題、教育力向上のための10の教育課題という構成になっていますが、基本目標に示された内容について、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○学校教育課長

社会の変化、これは加速度を増して、複雑で予想困難となってきており、しかもそうした変化が、どのような職業、どのような人生を選択するかにかかわらず、全ての子どもたちの生き方に影響するものとなっている今日この頃です。その中で、教育の果たす役割は大きく、今一度教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づいて、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念といったものを、学校生活の中で育てていくことが大切であると考えています。子どもたちは発達段階に応じて、人と関わりあいながら、主体的に学び、学び続ける中で喜びを感じ、知識や能力を身に着けていくことが大切となります。子ども一人ひとりが様々な形で学ぶ喜び、あるいは自ら高める充実感を感じ、たくましく生きていく子どもの育成をめざすという思いを込めて、昨年度基本目標をこのように変えました。また、本市には古市古墳群や豊富な文化財があり、その文化、伝統を尊重することは、郷土であるわがまち藤井寺を誇りに思うことにつながります。郷土を誇りに思う子どもたちであればこそ、他国を尊重し、たくましく国際社会に羽ばたいていくことができると考え、文化伝統を尊重し、学ぶ喜び、高まる喜びを感じながら、たくましく生きる人間の育成というふうに定めております。

○教育長

少し捕捉させていただきます。昨年と同じ表現になっていますが、これは本当に本市の課題であって、なかなか一年で解決できるという状況にはないということで、引き続いた表現になっています。特に議会でも学力の問題が議員から提起されまして、本市の学力実態ということで、中学3年生のチャレンジテストの結果が府からオール大阪で市町村別に成績が公開されるということがありまして、その結果を見て、藤井寺市の実態が極めて望ましい状況ではないというご指摘がありました。そのような中で、特に中学校3年生を対象にしたチャレンジテスト、即、次の進路にかかわる学力ということではありますので、何とか実態を変えていかなければならないということで、一つは授業力、評価力というところで、新学習指導要領、平成32年度から小学校で本格実施される、その中で求められる一番大事な視点というのが、主体的、対話的、深まりのある授業と、以前にアクティブラーニングといわれていたその考え方、そちらへの転換です。いつも私、中学校の授業を見ていますと、やはり旧態依然の、先生が説明して子どもがノートを書いているという、子どもの主体的な学習という状況にはまだまだ実践されていなくて講義的な授業であるという中で、学力が上ってこないというのが一つあるだろうと思われまます。もう一つは評価力というところで、入試選抜に関わって絶対評価が取り入れられました。そのことをきちんとすることによって、評価の仕方だけではなく、それに伴う授業であ

り、指導計画、そういったものも評価力と一体のものとして見直していく課題があると認識しています。そういったことで授業力・評価力というものを引き続いて取り組んでいかなければならないという事と、もう一つは10の教育課題の4番目にあるICTの効果的活用という部分です。小学校は、各教室に大きなテレビが設置されてありますが、そういったものがあることによって、学習への集中とか児童の興味・関心が高まったり、また全体で共通化されるという部分がありますが、中学校はそういった環境がないということで、教育委員会としては、学習を焦点化したり興味を高めたり皆で課題を共有するという一つの手立てとして、大型テレビを中学校へ設置して授業の形を変えていくという面からも取り組んでいきたいと思っています。そういった意味からこの授業力・評価力・いわゆる学力向上というのは今言われております貧困の連鎖と言うことにも繋がるので、現場と力を合わせて充実を図っていきたいと思っています。

○委員長

ほかにご質問ございませんか。

○委員

5ページの『課題2、確かな学力の定着』の「学力指導要領改訂の基本的な方向性を見据え」とありますが、学習指導要領改訂の基本的な方向性について、もう少し具体的にご説明をお願いしますでしょうか。

○学校教育課長

学習指導要領改訂の基本的な方向性としましては、大きく3点ございます。まず1つ目としまして学習指導要領の枠組みを見直すことです。2つ目として、教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出すカリキュラムマネジメントの実現をめざします。3つ目として、先ほど教育長も話題に触れられましたが主体的・対話的で深い学びを実現するという3つの方向性があげられます。この中でも、子どもたちが学習内容を人生や社会の在り方と結びつけて深く理解して、これからの時代に求められる資質・能力を身につけ、生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて授業改善に向けた取り組みを活性化していくことが重要となります。先ほど教育長がおっしゃったことと同じ視点になるわけです。今回の改訂が目指すものとしましては、学習の内容と方法の両方を重視し、そして子どもの学びの課程を資質的に高めていくことがあげられます。単元や題材のまとまりの中で、子どもたちが何が出来るようになるのかといったことを明確にししながら、何を学ぶのかという学習内容と、どのように学ぶかという学びの過程を組み立てていくことが重要になります。そこで、教育委員会としては15の項目をあげて、学校園に対して適切に指導助言を行いながら、確かな学力の育成に取り組んでまいります。以上です。

○委員

ありがとうございました。

○委員長

ほかにございますか。

○委員

15ページの「スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの活用」とありますが、スクールソーシャルワーカーの活用の内容をもう少し詳しく聞かせていただければありがたいです。

○学校教育課長

『課題7. 自己有用感の醸成と自己表現のために』というかたちで配置している事業なのですが、3つの重点課題のうち「いじめの防止対策の徹底」「粘り強い不登校対応」の2点に関わって、各学校園の教職員の果たす役割はとても大きいものです。しかし、学校だけでは解決が困難なケースも多く、スクールソーシャルワーカーであるとかスクールカウンセラーなどの専門家も含めた、チームによる学校支援が重要となります。各学校でも、ケース会議への参加をはじめ、関係機関との連携・調整、子どものおかれている環境の改善、こういったものを進めることの他に、スクールソーシャルワーカーが持っている福祉の専門知識・あるいはスキルといったものを学んで、困っている子どもや、家庭を支援する体制作りを進める、こういったことを進めています。そのために、SSW（スクールソーシャルワーカー）の連続講座というものも開催しています。平成28年度は年6回開催しました。毎回テーマを決めて実施しています。テーマとして、次にあげたものを扱いました。「不登校対応について」「いじめ対応について」「虐待対応について」「保護者対応について」「暴力行為への対応について」そして「事例について検討協議」といった内容です。平成28年度各回の平均参加者数は20名ほどで、学校園現場の教員からの評価が高くて、次年度の平成29年度も連続講座として研修を実施していく予定でございます。以上です。

○委員

ありがとうございました。

○委員長

他にございますか。ないようでしたら、この重点教育課題で進めてもらってよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○委員長

では、これは承認ということです。

次に議案第5号「平成29年度教職員研修に関する方針について」学校教育課長をお願いします。

○学校教育課長

資料3「平成29年度教職員研修に関する方針」をご覧ください。①教職員研修

に向けてを読み上げさせていただきます。『教員は、教育公務員としての職責を自覚し、自らの資質・能力等の向上を図ることが求められている。よって、日々の教材研究はもちろん、校園内及び校園外での様々な研修活動に積極的に取り組まなければならない。「学校園の向上」は、「教師力の教条」とりわけ「指導力の向上」によるところが大きい。こどもたちが社会の変化に対応できるための学力に視点を当て「生きる力」を身に付けられるよう指導していくことが求められている。そのためには、特に学習指導要領改訂の基本的な方向性（主体的、対話的で深い学びのある授業の追及）や目標に準拠した適正な評価のためのシステムの確立、さらに、いじめ・不登校・道徳教育・人権教育・支援教育等の課題にも積極的に取り組まなければならない。このような状況に対応するため、教育委員会としては、以下に示す15点に視点をあてた実践的で効果的な研修を実施いたします。』以下に15点視点を示しております。3ページ目には、藤井寺市教職員研修の概要として、「何のために、どのように」という観点で、求められる資質・能力はこれらの3観点です。そして、「どのように」というところで、年次ごと、時期や課題に応じての研修を組織的、計画的に取り組んでまいります。例えば、教職員の資質能力を高める上で大きなカテゴリーの中で、授業づくりがあげられます。授業づくり一つをとっても、指導要領改訂を見据えた授業づくり研修として、夏の研修の中では大阪教育大学の教授による授業づくり研修を企画・運営してまいりますし、支援教育では、梅花女子大学の教授にお越しいただき、支援教育の連続的で、かつ実践的な研修等を仕組んでまいります。その他、ここにあげましたいくつかの課題に合わせた、年間を通じた計画的な研修に取り組むことで、藤井寺市の学校園の教職員の資質能力をさらに向上してまいりますのでございます。

別紙資料3「藤井寺市教職員研修の概要」に基づいて説明する。

○委員長

ありがとうございました。何かご質問はございますか。

○教育長

表の最後の管理職研修の中で、例えば校長・教頭は7月という感じですが、まず毎月1回校長会議とか教頭会議・園長会議というのを行なっております。そういう場で、その時その時の課題なんかに触れながら、研修的な要素も含めた形で教育委員会主催という形で会議をもたせてもらっていますので、そういった場も含めて管理職研修の充実を図っていくというふうにとらえていただければと思います。

○委員長

たくさんのお取り組みをしていただいていることは大変良いことだと思います。今後もよろしくお願いいたします。他にご意見ございませんでしょうか。それでは、この方針でやっていただくという事でよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○委員長

では、これは承認ということですか。

次に議案第6号「藤井寺市社会教育指導員規則の廃止について」生涯学習課長をお願いします。

○生涯学習課長

「藤井寺市社会教育指導員規則の廃止について」ご説明申し上げます。資料4をご覧ください。社会教育指導員につきましては、従前より市の特別職ということで委嘱を行なっていました。今般、市職員としての職務の位置づけを明確にし、本市の社会教育施策の充実を図るとともに、学校その他各種の機関が行なう社会教育活動に対する指導・助言を積極的に行なうべく、この社会教育指導員規則を廃止し、雇用の形を改め、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則で定めることにしようとするものです。よろしくご審議いただきまして、ご承認いただきますようお願いいたします。以上です。

○委員長

質問・ご意見はございますか。

○委員

藤井寺市社会教育指導員規則の廃止をする理由について、もう少し詳しくご説明願えますでしょうか。

○生涯学習課長

社会教育指導員につきましては、本市社会教育の指導層の充実を図るために、昭和55年よりその職を設置しております。これまで、「非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」の第2条第1項中の別表第1において非常勤の特別職として位置づけ、同時に教育委員会における藤井寺市社会教育指導員規則においてもその位置づけを規定しておりました。このたび、規定の整理を図るため、平成29年4月1日より、「非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則」第2条、第3条関係の別表に規定する職員として規則に位置づけ、今まで規定されていた条例からその職を削除する改正を行なうとともに教育委員会規則の廃止を行なおうとするものです。またこの廃止及び改正によりまして、職務の位置づけ及び勤務条件等の明確化を図ろうとするものです。

○委員

ありがとうございました。

○委員長

他にございませんか。私から質問ですが、そうこうであれば、社会教育指導員の身分は「非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則」で定められるということでしょうか。また、職務内容等はかわるのですか。

○生涯学習課長

身分につきましては、委員長のおっしゃるとおり、その条例施行規則で定めることとなります。報酬及び費用弁償につきましてもその別表で定められ、任用、勤務条件等に関する必要事項につきましては、藤井寺市嘱託員に関する要綱で定められることとなります。また、職務内容につきましては、特段の変更はございません。任用資格基準としまして、藤井寺市嘱託員に関する要綱の第3条及び別表第1中に「社会教育に関し豊かな識見を有し、優れた指導技術をもつ、健康で、かつ、人格円満な者」と記載されるよう事務手続きを進めております。

○委員長

ほかにご質問ございますでしょうか。

○委員

勤務条件はどのようになっているのですか。

○生涯学習課長

勤務時間、週休日及び休日等、基本的事項はこれまでと変更はございません。ただし、このたびの条例・規則の改正によりまして、その他の職との整合を図るため報酬額が変更となります。また通勤に要する費用が支給されることとなりますので、遠方にお住まいの方でも、本職に就きやすくなり、幅広い人材登用が可能となるものであると考えております。

○委員長

藤井寺市社会教育指導員規則の廃止について、議決をしてもよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○委員長

それでは、この件に関しては、今ご了解いただけましたので、藤井寺市社会教育指導員規則を廃止することでお願いたします。

次に議案第7号「藤井寺市放課後児童会条例施行規則の一部改正について」生涯学習課長お願いたします。

○生涯学習課長

議案第7号「藤井寺市放課後児童会条例施行規則の一部改正について」ご説明申し上げます。資料5をご覧ください。今回の改正につきましては、平成29年の4月1日より全庁的な中で施行されます「藤井寺市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則」というところで、それに所管する生涯学習課の放課後児童会の事業にも当てはまると言うことで、整合を図るために今回この施行規則を改正しようとするものでございます。よろしくご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願いいたします。

一部改正について」要旨を説明する。

○委員長

私から質問します。今回の規則改正の趣旨についてご説明ください。

○生涯学習課長

平成29年4月1日より施行される「藤井寺市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則」において、生涯学習課所管の放課後児童会保護者負担金も対象事業と規定されています。つきましては、事業実施のため、規則に適合するよう藤井寺市放課後児童会条例施行規則の一部を改正しようとするものです。

○委員

「寡婦（夫）控除のみなし適用」とはどのようなものですか。

○生涯学習課長

地方税法上の寡婦（夫）控除が適用されない未婚のひとり親家庭に対して、寡婦（夫）控除が適用されたものとみなして、対象事業の負担金額等を算定する制度です。ただし、実際に税額が控除されるというものではありません。

○委員

ありがとうございました。

○委員

対象となる事業は、放課後児童会保護者負担金以外にもありますか。

○生涯学習課長

他に5事業あります。所管課はそれぞれ異なりますが、①保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業における利用者負担額②市立幼稚園就園奨励費③障がい児・障がい者ふれあい支援事業の利用料（ふれあいセンター利用料）④日常生活用具給付事業の利用者負担額⑤就学援助制度です。

○委員

放課後児童会事業について、「寡婦（夫）控除のみなし適用」がなされた家庭について、負担金額はどうなりますか。

○生涯学習課長

みなし適用がなされ、税額を再計算した結果、非課税相当となった場合には保護者負担額は全額免除となります。

○委員長

他に質問はよろしいでしょうか。では、議案第7号「藤井寺市放課後児童会条例施行規則の一部改正について」ご承認いただけますでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○委員長

それでは、みなさんご了承いただけたということです。

次に、議案第8号「藤井寺市立小・中学校体育施設開放事業運営委員会規則の一部改正について」スポーツ振興課長お願いします。

○スポーツ振興課長

議案第8号「藤井寺市立小・中学校体育施設開放事業運営委員会規則の一部改正について」提案理由とその内容についてご説明させていただきます。資料6をご覧ください。

本市では、スポーツ活動を通じて、市民の健康保持と体力の向上を図るとともに、地域の交流の場となるよう、市内10校の公立小中学校の体育施設であります運動場や屋内体育館を学校教育に支障を生じない範囲内において、地域の人々に有効利用していただく藤井寺市立小・中学校体育施設開放事業を実施しておりますが、当該事業にかかる諸問題について審議するために藤井寺市立学校条例第3条の規定により、藤井寺市立小・中学校体育施設開放事業運営委員会が設置されております。新旧対照表をご覧ください。現在、同委員会の委員は藤井寺市立小・中学校体育施設開放事業運営委員会規則第3条第1項第1号から第5号までの規定に基づき、藤井寺市立小中学校の校長又は教頭2人、藤井寺市スポーツ推進委員2人、社会体育関係団体代表者2人、社会教育関係団体代表者2人、PTA関係代表者2人の計10人で構成されております。一方、市が設置する審議会等の委員を広く市民から公募することにより、市民の意見を市政に反映し、市政への市民参画の推進を図ることを目的として、審議会等の公募委員選任促進に関する指針が昨年4月1日から施行されております。今回、同指針の趣旨を踏まえ、同委員会の委員を広く市民から公募することにより、市民の意見を市政に反映し、市政への市民参画の推進を図るべく、藤井寺市立小・中学校体育施設開放事業運営委員会規則第3条第1項の当該委員に、公募により選出された者の規定を加えるものでございます。また、藤井寺市立スポーツ推進審議会条例と同様に、構成委員数に弾力性を持たせるため、各組織から選出される委員数を撤廃し、かつ、公募委員を加えた構成委員を12人以上と改正しようとするものです。なお、施行日は平成29年4月1日とします。

何卒よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

資料6「藤井寺市立小・中学校体育施設開放事業
運営委員会規則の一部改正について」説明する。

○委員長

現在の委員の任期はいつまでですか。

○スポーツ振興課長

今年の5月31日までです。

○委員

公募委員は何名選出される予定でしょうか。

○スポーツ振興課長

2名以内で考えております。

○委員

公募委員の選定方法はどのように考えておられますか。

○スポーツ振興課長

先ほど説明させていただきました、審議会等の公募委員選任促進に関する指針の第6に選考方法が規定されており、その規定に基づき、同委員会委員の選考方法に関しましては、書類審査、レポート審査及び面接で選考する予定です。

○委員

もし、応募される方がいらっしゃらない場合は、改めて公募するのでしょうか。

○スポーツ振興課長

その場合は、次の任期期間は公募委員0人ということで、改めて公募はしない予定です。

○委員

公募委員の募集の周知に関してはどのようにされる予定でしょうか。

○スポーツ振興課長

周知に関しましては、広報、ホームページ等で周知させていただく予定です。

○委員長

他に質問がないようでしたら、議案第8号「藤井寺市立小・中学校体育施設開放事業運営委員会規則の一部改正」については、今説明があったように改正することによってよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○委員長

ありがとうございます。

次に、報告事項に移ります。報告第13号「教育委員会の後援名義等使用について」教育総務課長お願いします。

○教育総務課長

教育委員会の後援名義等につきまして、平成29年2月に使用承認の専決処理を

した事業は、藤井寺市子どもの健康を考えるセミナー他3件でございました。

以上、藤井寺市教育委員会後援名義等に関する規程第3条第2項に基づき報告させていただきます。

別紙資料7「教育委員会の後援名義使用について」
に基づいて説明する。

○委員長

取り扱い件数は4件ということです。よろしいでしょうか。

それでは、報告第14号「平成28年度一般会計補正予算について」教育総務課長をお願いします。

○教育総務課長

平成28年度一般会計補正予算（第6号）のうち、教育委員会関係のものとしたしましては、歳入が教育総務課の公立学校施設整備費補助金の4億498万3千円、歳出が教育総務課の工事請負費他、合計19億5,704万円でございます。内訳につきましては、資料8のとおりでございますので、よろしくをお願いします。

別紙資料8「平成28年度一般会計補正予算（第6号）」
に基づいて、要旨を説明する。

○委員

社会教育費で所有権移転登記業務とあるのは、どのような業務ですか。

○文化財保護課長

浄元寺山古墳に関する裁判が終わり判決はでましたが、まだ、確定まで至っておりません。平成28年度中に所有権移転まで考えておりましたが、平成29年度まで延びるということで、今回、所有権登記業務を繰越明許費としたものです。

○委員長

よろしいでしょうか。

続いて報告第15号、「平成29年度支援教育方針について」学校教育課長をお願いします。

○学校教育課長

各学校園におきまして、支援教育を行うにあたっての方針となります。

学校園においては、障がいのある子どもたち一人ひとりの障がいの状態等を的確に把握し、それに対応したきめ細かい指導を一層充実するとともに、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して学ぶ中で、共に学び共に育つ教育環境の充実を第一にめざしております。藤井寺市教育委員会としましては、このことを十分に認識して障がいのある子ども一人ひとりに対する教育を学校園教育の中心に位置づけ、各学校園において複数の支援教育コーディネーターを置き、学校全体の支援教育体制の整備充実を図ってまいります。この方針のもとに、平成29年度の支援教育を進

めてまいります。

別紙資料9「平成29年度支援教育方針について」
に基づき、要旨を説明する。

○委員長

よろしいですか。前文の1段目にある障がい理由とする差別の解消に関する法律、いわゆる障がい者差別解消法が平成28年4月に施行されたことにより、学校現場でどのような対応があったのか、お聞かせください。

○学校教育課長

支援教育、これを学校園教育の中心に位置づけ、複数の支援教育コーディネーターを配置し、学校全体の支援体制の整備、充実を図っております。また、支援の必要な園児、児童、生徒の障がいの状況等を的確に把握し、きめ細かな支援を充実させるために、就園就学相談の時期を5月という早い時期から開始しております。その際得た情報を幼稚園、小中学校間で共有することで、保護者の思いや、本人のニーズを早期に把握することができるようになります。そうすることで、支援学級の設置や介助員や看護師の配置などといった教育環境を適切に整えることができるように対応しております。以上です。

○委員長

ありがとうございました。他にございませんか。

○委員

通級指導教室の目的をお聞かせ願えますでしょうか。

○学校教育課長

ここに書いております通級指導教室、いわゆる通級による指導というのは、小学校又は中学校の通常の学級に在籍している軽度の障がいのある児童生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、障がいに応じた特別な指導を特別な指導の場で行う指導形態のことです。特別な指導については、特別支援学校小学部、中学部学習指導要領を参考として、自立活動の内容を取り入れるなどして、個々の児童生徒の障がいの状態等に応じた具体的な目標や内容を定めて、指導を行うこととなります。また、特に必要がある場合には、これに加えて児童生徒の障害の状態に応じて、各教科の内容を補充するための指導を行うことが出来るようになっております。本市においては、小学校3校中学校1校の計4校に通級指導教室を設置しており、その学びが通常の学級においても生かせるように、学校体制の充実を図ることを目的としております。また、その他の学校については、他校通級（要するに通級指導教室の先生のところへ他の学校の子どもたちがやってくる）、それから巡回による指導（通級指導教室の先生が他校へ行き、その学校の子どもたちに指導を行う）こういった『行く』あるいは『来る』という指導を積極的に活用して、通常学級の在籍児童・生徒への支援の充実を図ることを目的としております。以上です。

○委員

ありがとうございます。

○委員長

他に質問はございますか。

○委員

支援学校と普通学校のどちらを選ぶかは、保護者が決めることなのでしょうか。

○学校教育課長

保護者です。

○委員

それですと、普通学校の先生方の負担が大きくなりますね。支援学校に行くくらいの重度の人でも、普通学校は受け入れるということですか。

○学校教育課長

そのために、就園・就学相談活動というものがございまして、基本的には合意形成の元に行っております。

○委員

ありがとうございました。

○教育長

追加になりますが、とにかく保護者が最終的に選んでいただくように、私たちは色々な場を提供したり、アドバイスを与えたりということで、支援学校に行ったり、地元の普通の学校に行ったり、またそこで支援学級を見ていただいたり、お話を聞いたりして、その子の教育の場として考えられるところを全て実際に行ってお話を聞いて、最終的に出来ること・出来ないこと、その子にとってどの場が一番今の障がい課題に合っているかということ、保護者の方に十分考えていただいた上で、最終的に決められた方向に沿うように条件整備等を行うというのが基本的な考え方になっています。

○委員

それでは、その医療ケアとありますが、藤井寺市における医療ケアの実情どうなっているのでしょうか。

○学校教育課長

藤井寺市において、平成28年度の本年度につきましては、医療的ケアの必要な園児・児童・生徒の在籍はありませんでした。次年度の平成29年度におきましては、幼稚園において在籍の予定になっています。全ての園児・児童・生徒にとって、学校園が安全で安心な環境であることが基礎的な環境整備において必要であります。

この視点に立つと、医療的ケアが必要な園児・児童・生徒への看護師の配置、それから、緊急時対応マニュアルといったものの作成が基礎的な環境の整備となります。また、よりよい学校園の生活をおくるためには、教職員への障がい者理解研修及び、園児・児童・生徒への障がい者理解教育の推進が重要となります。平成29年度に在籍する医療的ケアの必要な園児への看護師配置について、現在看護師が確保できている状況です。また、園における緊急時対応マニュアルの作成も、保護者参画のもと実施中です。さらに、理解研修として、園内研修の実施に向けて園とも検討中でございます。以上です

○教育長

わかればいいんですが、今ご説明いただいた幼稚園に来る子どもについて、具体的に医療ケアというのはどういうことを看護師にさせていただくんですか。

○学校教育課長

看護師が行う医療的ケアにつきましては、主に、必要に応じて痰吸引を行うこと、そして、1日に必要な栄養摂取量が不足している場合に、「胃瘻（いろう）」を行うこととなっております。

○委員長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

続きまして、報告第16号「平成29年度一般会計教育費予算及び教育委員会の主たる予算内容について」教育総務課長お願いします。

○教育総務課長

それでは、資料10をお願いします。平成28年度当初予算の内、教育費にかかる分は、歳入が2億1,327万9千円、歳出予算は24億3,127万1千円となっております。

資料の4枚目以降をお願いします。平成29年度の教育部各課の主な予算内容でございますが、教育総務課では、藤井寺中学校、道明寺小学校3・4号棟、藤井寺南小学校、藤井寺西小学校の地震補強事業を行います。また、新規事業としまして、小中学校の空調設備の整備を、民間活力を導入して行えないか可能性を探るため、空調設備民間活力導入可能性調査業務委託料を計上しております。

学校教育課の主な予算といたしましては、「ALT活用（重点配置）による英語教育推進モデル事業」「タブレット活用によるICT教育推進モデル事業」がございます。平成32年度の小学校における外国語教育の教科化に向けて府内でも先進的な取組みとして小学校2校にALTを常駐配置した「ALT活用（重点配置）による英語教育推進モデル事業」は、平成29年度が事業最終年度となりますので、研究成果と課題をまとめ、市全体として英語教育推進の方向性を定めてまいります。また、「タブレット活用によるICT教育推進モデル事業」も、平成29年度において、これまでの研究成果と課題をまとめ、市全体としてICT活用充実のための方向性を定めてまいります。

文化財保護課の新規事業といたしまして、史跡古市古墳群のうち、城山古墳、古室山古墳、墓山古墳に係る買い上げや、郷土に対する愛着や誇りを市民の方々に育む

ことを目的として、豊富な文化遺産を有する本市の特徴を体系的に紹介した「(仮称)ふじいでらの歴史」の発行に要する経費を計上いたしております。

生涯学習課の放課後児童会事業につきましては、平成25年度に策定した整備計画に基づき、必要な備品類の整備のための経費を計上し、4月から藤井寺小学校及び道明寺南小学校において、対象学年をこれまでの3年生までから6年生までに引き上げをおこなう方針でございます。

また、開館して20年以上を経過した生涯学習センターの整備をおこなうため、4階の屋内多目的広場の膜屋根改修と外壁改修のための設計にかかる経費を計上しております。

スポーツ振興課の新規事業といたしましては、3市町グラウンド・ゴルフ交流大会、市民総合体育館北側駐車場ライン工事、インターネット予約システム導入事業、屋外スポーツ事業用AED一式購入、スポーツ振興くじ助成金を活用したランニングマシン(1台)の設置にかかる経費を計上しております。

図書館では、古代史料整備基金の活用による図書の購入を再開し、蔵書の特色である古代史料の充実とともに、世界遺産登録を目指す市として関連書籍の充実を図るとともに、施設、設備の維持管理に関するものとして、視覚障害者用誘導ブロックの設置や閲覧室文庫本用書架の改修等を予定しております。

別紙資料10「平成29年度一般会計教育費予算及び教育委員会の主たる予算内容」に基づき、要旨を説明する。

○文化財保護課長

ただいまの平成29年度一般会計教育費予算の内、社会教育費の文化財保護費について補足説明させていただきます。

前年度の当初予算額と比べて、今年度の当初予算額は2億9400万円の増額となっておりますが、この主な要因は史跡古市古墳群のうち、城山古墳、古室山古墳、墓山古墳の土地の買い上げ事業に関する費用であります。用地購入費で2億8890万8千円を計上しております。

なお買い上げ方式は、事業費が2億円以上の場合に適用される先行取得方式で行う予定です。地方債を事業費に充て、その地方債の10年間の元利償還金に対して、国庫補助金が80%交付されるものです。

以上簡単ですが、補足させていただきます。

○委員長

予算概要について、質問はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは次にいきます。報告第17号「平成29年3月議会定例会市議会一般質問について」説明をお願いします。

○教育部長兼次長・教育部理事兼教育部次長

資料11「平成29年3月定例会市議会一般質問について(教育委員会関係抜粋)」に基づいて、要旨を説明する。

○委員長

ありがとうございました。以上で報告事項はすべて終了しました。

それではこれで、本日の定例教育委員会議事を終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。

会議事項が終了したので、閉会を宣する。

午後 3 時 3 0 分